

第 77回 滋賀県景観審議会 議事概要

■実施概要

日時:令和7年(2025年)8月 29日(金) 10:00~12:00

場所:大津合同庁舎7階 7-A 会議室

■議事(2件)

- ・滋賀県景観審議会運営要領の改正について
- ・景観法第 16 条に規定される勧告の基準(案)について

■報告(1件)

- ・しがのフォトコン 2025! について

■出席者:

1. 市川委員、江竜委員、小川委員、黒坂委員(web)、小林委員、高見委員、寺井委員、仁木委員、萩原委員、山口(美)委員、横山委員(13 名中 10名出席 欠席:寺井委員、山口(敬)委員、横江委員)
2. 事務局 7 名(うちインターン生 1 名)
3. 傍聴者 1 名

■議事概要

滋賀県景観審議会運営要領の改正について

事務局	全委員 13 名中 10名の方に出席いただいております、定足数を満たすことから本日の会議が成立することをお伝えします。 また、web参加の黒坂委員におかれましては本議題議決後に審議に参加いただきます。 それでは、議事の進行につきましては会長お願いします。
委員	では、早速ですが議事を進めさせていただきます。議第 1 号の景観審議会運営要領について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料1を説明)
委員	ただ今、説明のありましたことについて質問等はございますか
	(質問なし)
委員	それでは、議題1については案のとおりとします。

景観法第 16 条に規定する勧告の運用について

事務局	資料2を説明。
委員	ただ今、説明のありましたことについて質問等がございますか。スケジュールにもありますが、今回出た意見を踏まえて引き続き検討を続けるということですので、たくさんのご意見いただけると良いと思います。
委員	9 ページのフロー図の「勧告を受けて是正されたか」について、届出から 30 日の線よりも前にありますが 30 日以内には是正までしなければいけないのでしょうか。
事務局	紛らわしくてすみません。勧告を届出から30日以内にしなければならないとされている一方で、届出から 30 日経過すると行為に着手できると法に規定されていますので、その位置にあります。是正は 30 日以内でなくても、行為着手される前に是正されても変わりありません。
委員	ありがとうございます。内容を理解していくということも大切かと思しますので、確認のための質問もお願いします。 私からの意見ですが、10 ページの 16 条の勧告と 17 条の変更命令の比較のところが重要かと思えます。17 条の変更命令についてはかなり厳しいものですが、今回の議論はそれよりは軽い勧告についてどうするかというところになります。
委員	1 点目、この勧告の話は県が所管する 6 町域でのことというのは理解していますが、県内の他の景観行政団体との足並みを揃えることについてどう考えているのでしょうか。 2 点目、審議会の意見を聴取して勧告するということですが、審議会の意見があれば事業者は納得するのでしょうか。曖昧なところは審議会の意見を聴くということですが、基準がはっきりしていないという点について議論無しに手続きだけ進めるというのは、何かしっくりこないと思います。 また、前回の審議会で例示のあった太陽光の件についても同じで、基準が不明確であったことから疑義が生じたという話であり、手続き論だけでなく基準やルールについての議論も必要ではないか。 3 点目、懸案のある届出は、届出から 15 日で土木事務所から県庁に照会されるということです。期間が非常に短く、事業者も対応について答えられないのではないかと思いますので、どうでしょうか。
事務局	1 点目について、原則、景観は景観行政団体が所管するものですので、基本的には一律に足並みを揃えることは難しいと思っています。ただし、県としてこの様な動きをしているということは各市に情報提供はしており、県で運用基準が策定された場合は踏襲される景観行政団体も出てくると考えていま

	<p>す。</p> <p>なお、県内の他の景観行政団体の状況については同様の検討をしている所はありません。他方、アドバイザー制度ということで景観計画の基準以外のところを、景観法の審査前に助言するような仕組みを設けている景観行政団体はあります。また、この様な事前協議について、県でも検討したことがあります。ただ、県が所管する6町域については景観計画以上のことを助言するような建築等が想定されないこと、事前協議の実質的な目的が30日の期限の延長にあること等から、過去に本審議会においても二重審査になるのでよくないという意見をいただいていることなどから、事前協議については断念しております。ですので、県ではこの点に関しては、事前協議でなく、任意の事前相談をお願いするという、その周知を図ることで対応しているところ です。</p> <p>2点目について、基準が曖昧であるというところを議論するべきというところですが、景観計画については緩やかな規制誘導を目的としているところです。ですので、明確な定量的基準をもった景観計画というのはなかなか難しく、審議会等の意見をもって判断していくという仕組みにならざるを得ないと考えています。事業者がどうしても納得されない場合には、不服申し立て等の手続きをとっていただくしかないと思います。</p> <p>3点目について、15日経過すると土木事務所から県庁へ照会されることについて、これが事業者にとってもスケジュール的にタイトなのではないかということ です。これについて、事業者は30日以内に是正されれば良く、15日以内に是正しないとイケないというものではありません。15日で照会というのは、あくまで県内部の事務の規定ということで、これがあっても何ら事業者に影響を与えるものではありません。</p>
委員	<p>2点目について、前回の太陽光パネルの例示でもあったように、当初想定していない形態の工作物等は当然あり得ることで、見直していくことも必要と思います。</p>
委員	<p>委員のおっしゃるように特に工作物については、想定外のものが出てくると 思います。そのあたりの具体的な対応というのは、また別の機会のなかで議論を進めることが重要かと思いました。また、6町でこの運用基準を考えていくということですが、景観行政は個々の景観行政団体が行うというのは踏まえたうえで、やっぱり県全体での均整を図ることが大切だと思います。他市も県の動きを注視しているとは思いますが、どれぐらいタイムリーに伝わっているのか、またそのような情報を共有する場などはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>滋賀県では全ての景観行政団体で組織している滋賀県景観行政団体協議会があり、年3～4回開催して、県全体で検討する景観の課題について議</p>

	<p>論しているところです。また、今回の運用基準を検討する際にも、同協議会で各市の状況等確認をしています。</p> <p>運用基準については、この協議会で情報を報告させていただこうと思います。</p>
委員	<p>景観審議会に意見を求められた時にどうするのか、というのはあります。景観の基準は抽象的で、さらに先ほど話にもあった緩やかな規制という幅がある。そして、その幅が大きすぎてしまうと、例えば景観の公共性や事業者の利益みたいなものがコンフリクトを起こしていく可能性があるんじゃないかと。</p> <p>委員は明確なルールと言われたのですが、そこは若干ニュアンスが違おうとっていて、大きなずれがない、許容性のある範囲、あるいは妥当性のある範囲で、それを積み重ねていくというプロセスが必要になるかなと。</p> <p>勧告に際して、景観審議会を開催するとなった場合の景観審議会の意見も、そんなに首尾一貫していないと思う。言いたいことを言う人もいると思うし、突出した意見もあるかなと思うが、そこを内規的にどう進めるのか、というところが充実している方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>前例の情報や専門的な意見を擦り合わせていくような、運用の方向性が充実していないとちょっと難しいのではと思いました。</p> <p>あと一つ確認です。9ページ右下の終了というのは、右上の完了と同じようなことになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>基準に不適合でも着手できてしまうため、適合して着手している場合は「完了」、不適合の状態でも着手してしまった場合は「終了」と分けて表記しています。適合している場合は完了届を提出してもらっている。</p>
委員	<p>例えば一部是正された場合どうするのか、公表についてもどう判断するのかの基準についても、内規は持っていた方が良いと思います。</p>
委員	<p>9ページのフローのところですね。「はい・いいえ」の表記部分はフローがシンプルですので、もう少し事例も踏まえながら参照できるくらいに具体的にする必要を感じます。</p>
委員	<p>景観については0か1というものではなく、幅を持ちながらやっていくのかと思います。事業者の利益やコストによっては大きな話になってくると思うので、それが許容されるような判断の幅を持って、蓄積していくのかなと思います。</p>
委員	<p>10ページのところですが、変更命令はきちんとダメと言えるものだと思いますが、実際のところ、変更命令をされた実績はないということですか。</p>
事務局	<p>滋賀県では勧告・変更命令ともに実績はありません。県内で言うと、彦根市は勧告事例があります。また、全国でみても変更命令は無く、勧告も殆ど</p>

	ありません。
委員	委員がおっしゃった様に曖昧なものを曖昧なまま判断を下してよいのかということ、一方で委員のおっしゃるように曖昧なものを前提としながら勧告するけれども、アドバイスに留めておくような場合もありうる運用方法、そういったところを充実させて手続きを認識してもらうようなやり方もあるということですね。
委員	皆さんの意見とほぼ同じですが、2ページの策定方針1の「周辺景観への影響が大きい場合」の基準例もあやふやかな、と思う。9ページのフロー図からだ曖昧なところ、読み取れないところがあります。やっぱり最低限の基準のようなものが無いと審査するのは難しいと思います。
委員	提示された事例のようなものを積み重ねて基準ができてくるはずですが、それが内規的に取りまとめられれば、勧告の手順も進めていくことができる。 景観法における勧告についてはすごく裁量が与えられているのに、30日というところではガッチリ縛られている。これは行政にとっては、気の毒だと思います。こうしたことを考慮すれば運用面については少し幅をもたせるべきなのかなと。建築でいうような既存不適格のような猶予のような、緩やかな規制ということで、中長期で改善していくような考え方はあってよいのかなと思いました。
委員	策定方針1では周辺景観への影響が大きい、となっているところが運用基準案では周辺景観への影響が著しいとなっています。これは何か考えがあるのででしょうか。
事務局	おっしゃる通り表現が異なっていますが、こちらの配慮不足であり特に考えがあって表現を変えたということではありません。次回修正したいと思います。
委員	曖昧さの所が議論になっていますが、外国人の業者等の参入が増えている現状を踏まえると、日本的な美意識といったような感覚・文化のようなものは理解されないケースも出てくるのではないかと思います。
委員	これまで皆さんがおっしゃるように審査の内容については漠然としている。一方で手続きのところは厳格すぎるように思います。 30日というのがとてもタイトであるというのは十分理解したうえで言いますが、景観審議会の意見のところの「原則景観審議会への意見聴取は行わない」、また、景観審議会の開催のところの「原則オンライン開催または書面開催とする。」はわざわざここまで書いて縛る必要はないと思います。県や部会長の判断で他の手段でできるようにしておいた方が良いでしょう。 あと、太陽光ですが全国的にかなり判例が増えてきています。条例ができているところもありますが、特に景観関係の条例ということではありません。

	<p>ピンポイントというか、太陽光は特殊な部分もあるのかなと思います。</p> <p>また、審査請求できるというのは当然のことですが、事務局から説明のあった不服申し立てというのは勧告ではなく、変更命令の時点でということによるしいですね。</p> <p>また、今回オンライン参加しているが、ハイブリッド開催については、音声環境や発言の仕方などについて配慮いただいた方がよいと思います。</p>
事務局	<p>勧告が届出から 30 日以内という期限が非常にタイトであるということ踏まえ、実務的にオンライン開催しかできないのではないかと、ということからこの表現にしていました。ご意見を踏まえて、景観審議会の意見と開催のところの書き方について、再度検討させていただきます。</p> <p>また、オンライン開催について今後改善していきたいと思います。</p>
委員	<p>東近江市では大規模な太陽光パネルの話が出てきています。また隣の日野町ではかなり大規模な伐採がされている。太陽光の話は分けた方が良く、また難しい課題ということは承知しています。ただ、滋賀県も中国・四国・九州のように中山間地が無くなっていく、というのを想像して欲しい。そして、これはやはり景観の課題で、2ページの例にある大規模建築物の色彩不適合のように景観の不連続性のようなものが問題とっております。ですので、これは景観法でしか守れないと私自身思っておりますので、是非そこにチャレンジしていただきたい。</p>
委員	<p>ご指摘のとおり、景観の不連続性という問題はあると思います。このような場合は一つの景観行政団体に留まらず広域的に考えないといけない。</p>
委員	<p>9 ページの届出フローですが、例えば、都市計画法に基づく開発許可では本申請の前に事前協議というステップがあります。景観法の運用においても同じように、事前協議などの手続きを組み込めれば、スムーズに行くのではないかと思います。</p>
委員	<p>今回提示されたフローをより充実させる。さらに手続きの前段階のところも明確にしていくということですね。今回の意見を踏まえて、是非そのあたりも次回にむけて検討していただきたい。</p>

【報告事項】しがのフォトコン 2025！について

事務局	資料3を説明
委員	<p>この取り組みは1、2年といわず継続してほしいと思っています。また、いい景観とは何か、を共有する良い機会であり、積極的に考えるのであれば、太陽光についても、すべてが悪いのではなく、設営の仕方が悪いのであって、例えば景観に配慮して設置をされたものは表彰する、より良い景観形成を促していくことも大事なかなと思います。</p>

委員	選考基準が示されていますが、こちらには写真の加工については無いということですか。最近加工など、皆様されているのではと思うが、それについてはどう取り扱うのでしょうか。
事務局	一定許容するのかと考えておりますが、皆様に提示させていただく候補をあらかじめ絞り込むので、そのあたりは選別済みと考えていただければと思います。
委員	それでは、以上で議題全て終了しました。議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

以上